

権利者不明著作物処理に向けて

2016.3.7

1.権利者不明著作物について

- ▶ 現在、オーファンワークスと呼ばれる著作者不明の著作物について、世界的にその権利処理が、大きな問題となってきている。
- ▶ これはデジタル時代にネット上で流通させるための許諾すら得ることができず、ナショナルアーカイブなどの施策を行うために大きな障害となってきている。
- ▶ また、この問題についてはEUにおいては統一して対応するべく進捗しており、アメリカにおいてもオーファンワークス対応策が検討されつつある。
- ▶ 日本においても大きな問題として、日々、クローズアップされてきているが、これをアジア型の処理システムとしてどのように権利者、利用者が連携して解決してゆくか、迅速かつ日本の実情に合ったシステムとして構築可能か、検討が必要とされている。

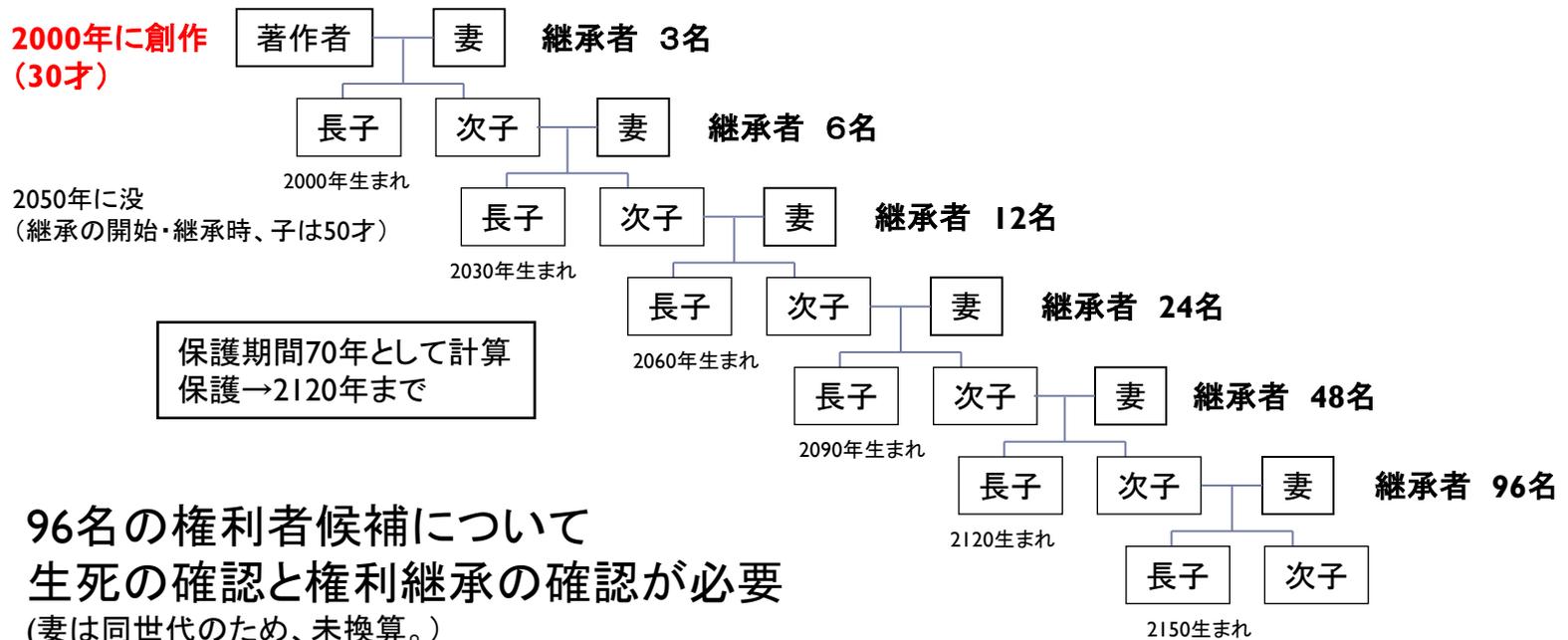
※以下、権利者不明著作物⇒オーファンワークス

2. 権利処理の実態

- ▶ 現在、著作者の死後、権利処理がどのように運用されているのかについては、実態としてかなり権利所在の確定が難しい状況にある。これは相続法による遺産相続によって、財産権である著作権が分散されることによる事が大きい。
- ▶ 通常、相続する著作権が大きな経済的な価値を生むと思えない場合、遺産の分割協議に著作権が明記されることはまれである。一般的なひな形では、その他条項があり、特定の相続者が継承するか、または都度協議などの規定があるが、著作権継承者の明記がないために、著作権者である自覚がない場合も多い。特段の継承財産がない場合は、分割協議すら書面で行われなかったために、通常の遺産分割によって、複数の権利者に分割されていると考えられる。また、たとえ著作権継承者として名乗りを上げても、分割協議書などの裏付けがなく、法的にそれが正しいのかどうかは曖昧なままとなっている場合が多い。
- ▶ このような状況が数世代続いた場合には、権利者は分割を繰り返して複数化し、実質的に許諾を得ることは困難となっている。

1. 権利処理の実態

※著作者が30歳で作品を創作し、代々、30歳でまでに2名の子を有して、80歳で没する前提での計算



96名の権利者候補について
生死の確認と権利継承の確認が必要
(妻は同世代のため、未換算。)

3. オープンワークス処理の得失

(メリット)

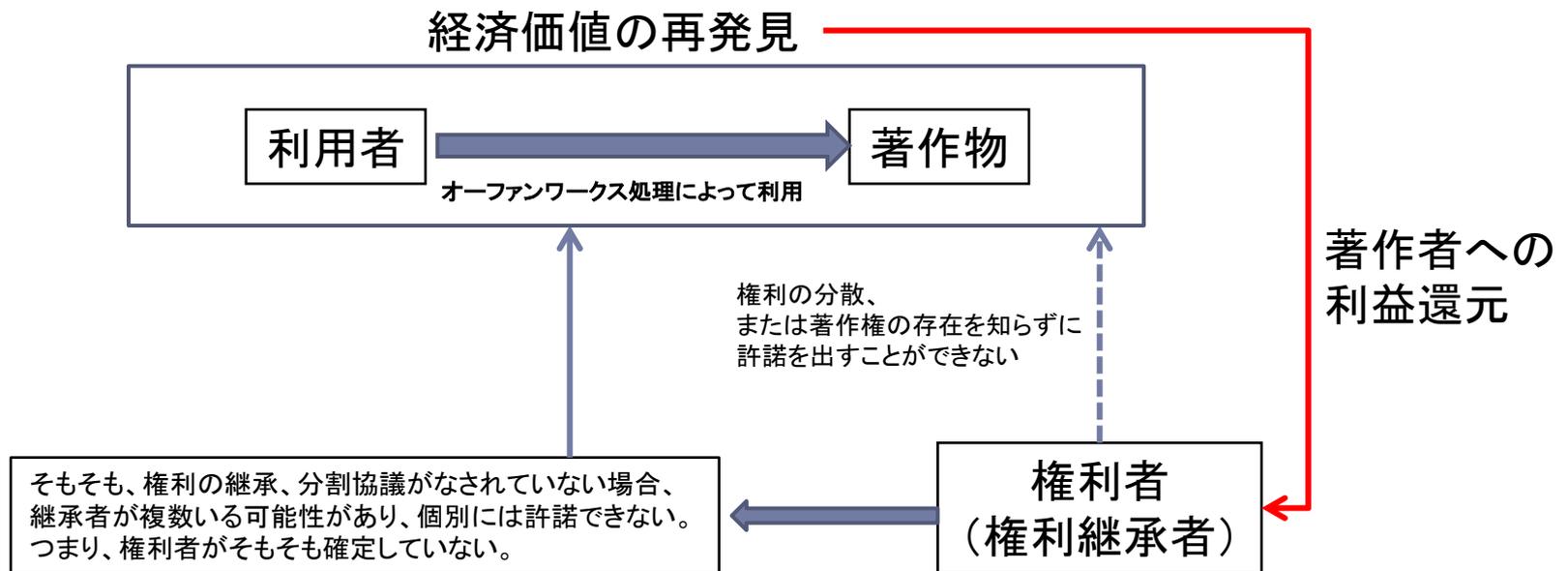
- ・オープンワークスを利用できることで、社会的な利用が促進され、著作物の豊富化によって豊かな社会の実現に寄与する。
- ・継承者も理解していない経済的な再発見の機会を著作物が得られ、時代を超えて再度、活発な利用の可能性を持つことができる。
- ・アナログ時代の著作物資産を、オープンワークス処理を行ってデジタル化することで将来も含めてデジタルの時代に活かすことができる。

(デメリット)

- ・使用料を権利者が正しく受け取れない可能性がある。
- ・著作者の意図に背く使い方をされる可能性がある。
- ・著作権法上の制度改革が必要である。

3. オープンワークス処理の得失

※しかし、本当に権利者にとって、オープンワークス処理によって利用を進めることは 不利益となるのでしょうか？



※オープンワークス処理はほとんどの場合、
権利者にとっても、有益であると考えられる。

4. 制度のイメージ

＜議論の方向性＞

○これまでの議論を踏まえると、オーファン処理に対しては、いくつかの対応策を複合させて処理することが望ましいと考えられる。

これまで検討されてきた対応策をまとめ、著作物の種類や、その著作物分野の管理状況などから、整理を行ってみた。

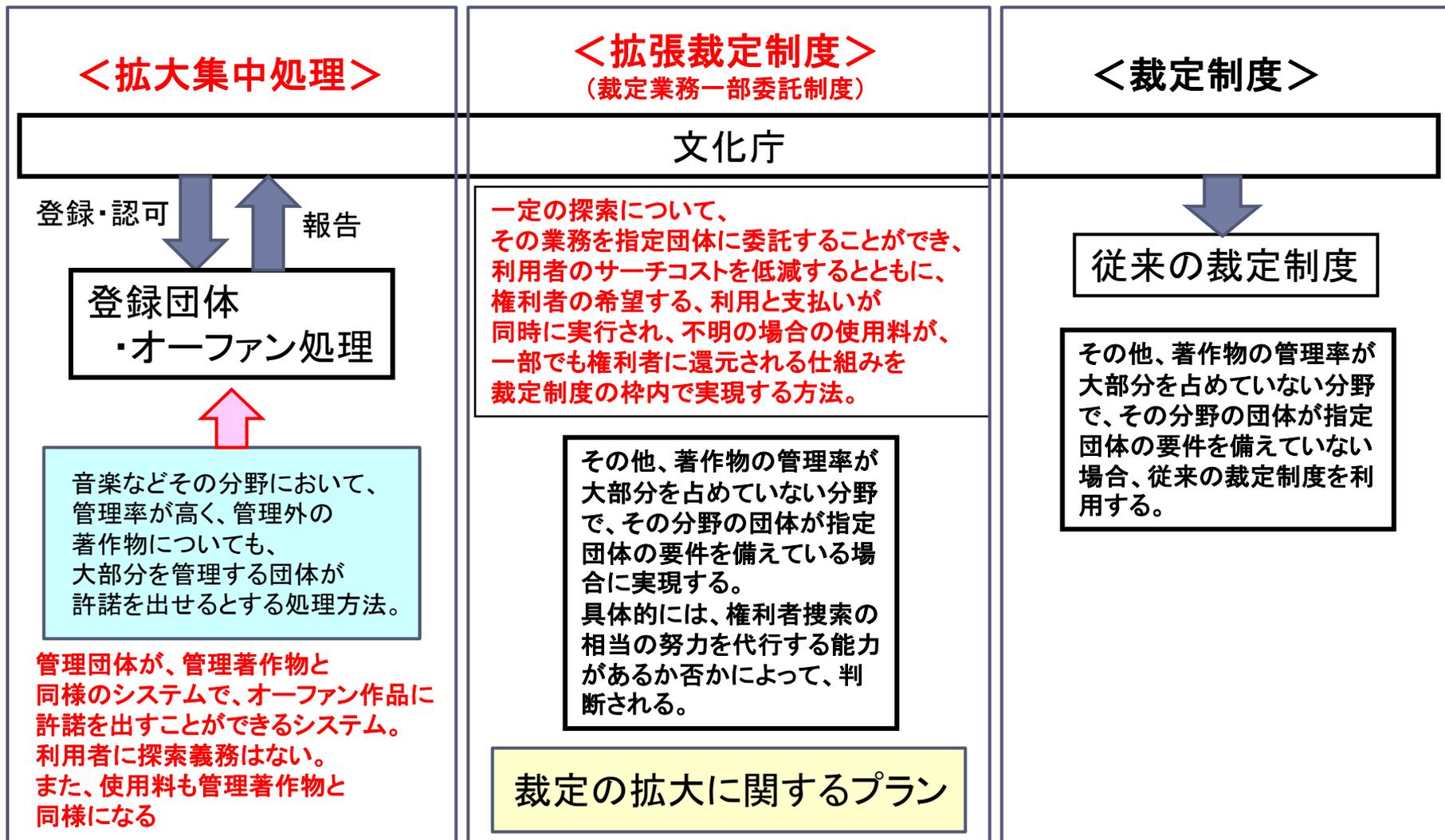
この中で、実現可能性の高い施策から順次実施に向けて、進捗していくことがよいと思われる。

4. 制度のイメージ

＜その他の論点＞

- ！) 拡大集中処理を行う要件について、母数をどのように算出するかが大きな課題。
- ！) 管理率が低い分野の多くは、その母数が定かではない場合が多い。
- ！) オープン作品が多いということは、管理率が低いということ。
管理率が高い分野にだけ適用できる制度は、オープン作品が多い分野に適用することができず、基本的な問題解決には至らないのではないか。
- ！) 母数をすべての流通している著作物とするのではなく、
現在管理されている著作物の数を母数としてはどうか。
つまり、管理されている著作物の多くの部分を管理している団体が、
その分野における拡大集中処理を行うシステムは可能ではないか？

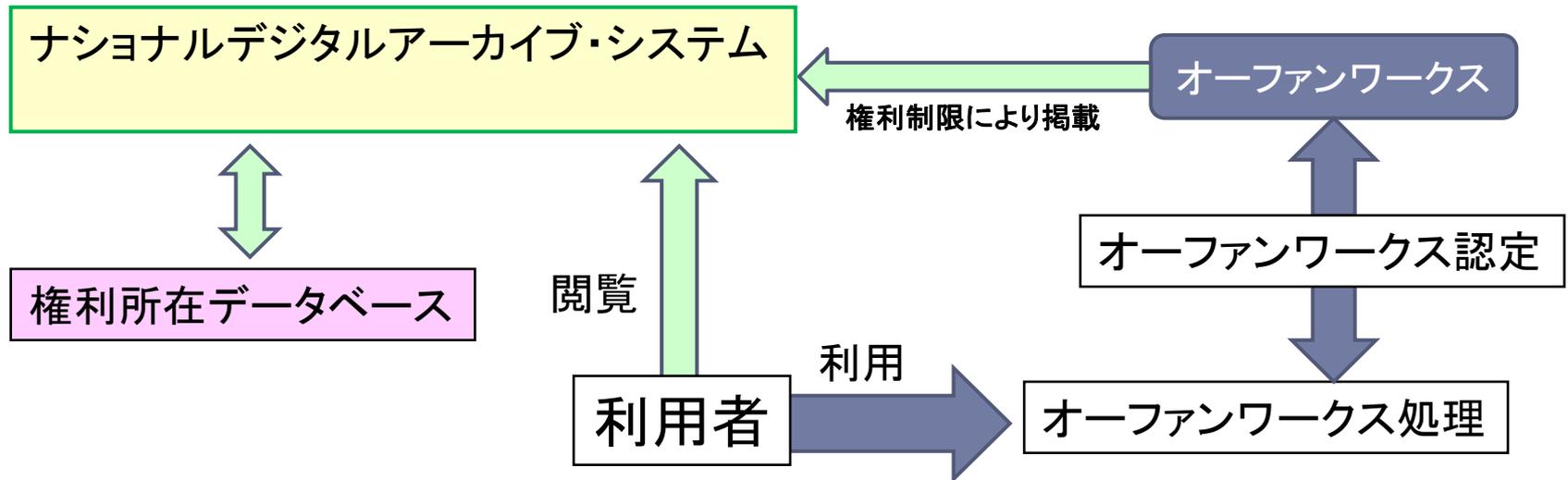
4. 制度のイメージ



4. 制度のイメージ

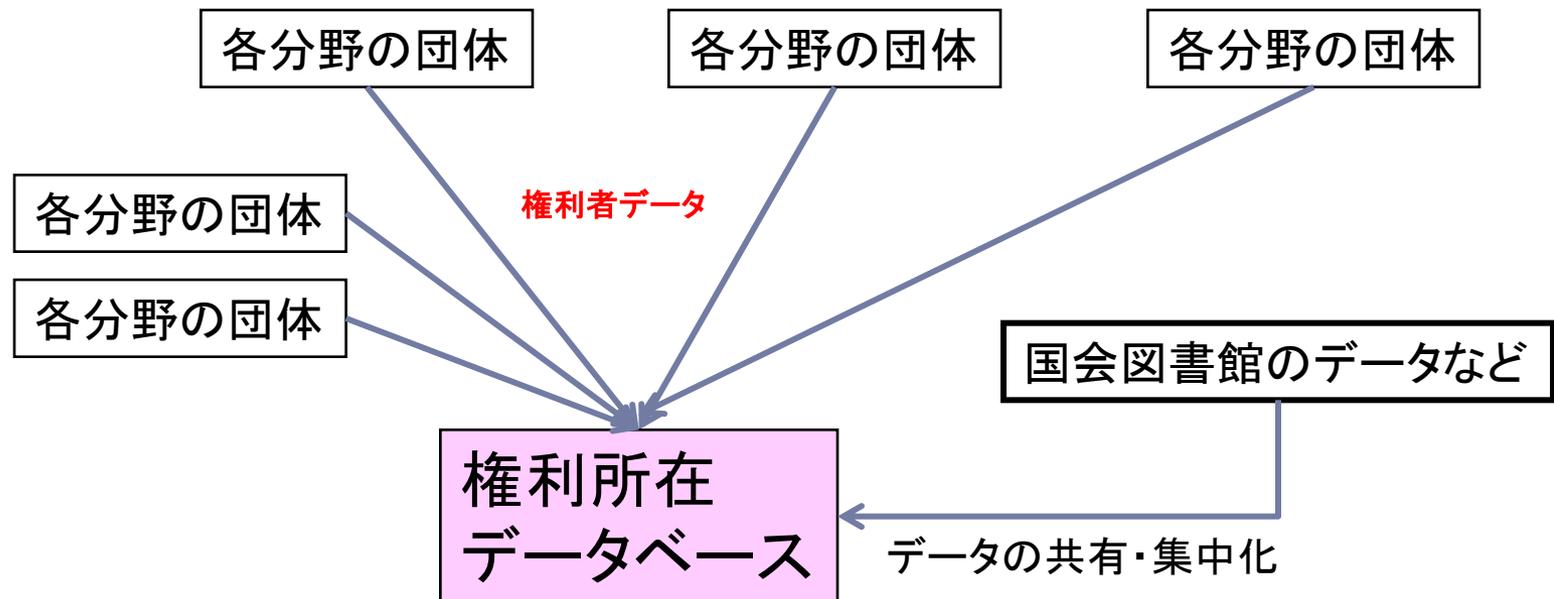
オーファンワークスの利活用について

利用開始のトリガーは孤児作品認定によるアーカイブ化と公開



4. 制度のイメージ

オーファンワークス認定プロセスにおいて重要なのは権利所在データベース



オーファン認定の中心

権利の委託、未委託に関わらず、
可能な限り権利者データと著作物データを収集することが必要である。

5. その他の検討について

以下は検討過程において、議論されたオーファンワークス処理についての様々なアプローチについての資料である。

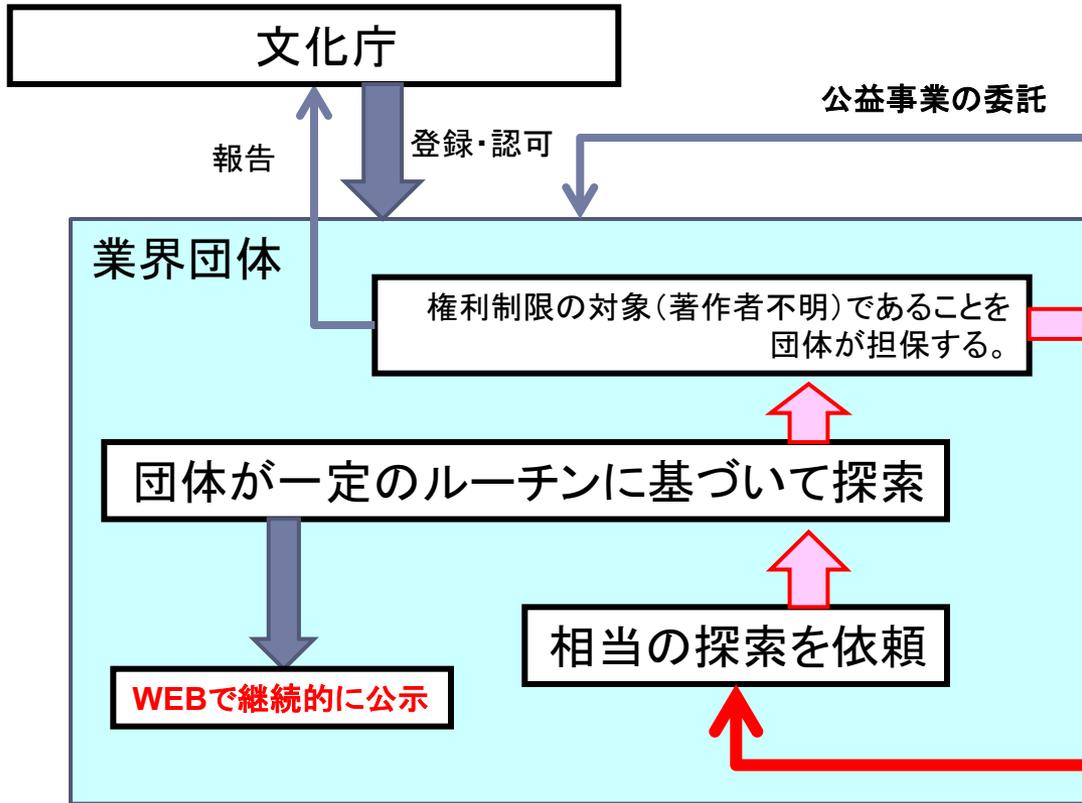
検討にあたって、権利者側からの要望としては、次の2点が解決に対する要点とされた。

- ◎例えオーファンワークスであっても、利用の際に使用料の支払いが発生することは必須要件である。
- ◎使用料に相当する支払いについて、可能な限り、権利者のために広く活用できることが望ましい。

5. その他の検討-1

補償金付の権利制限で対応するプラン

<相当の探索を委託>

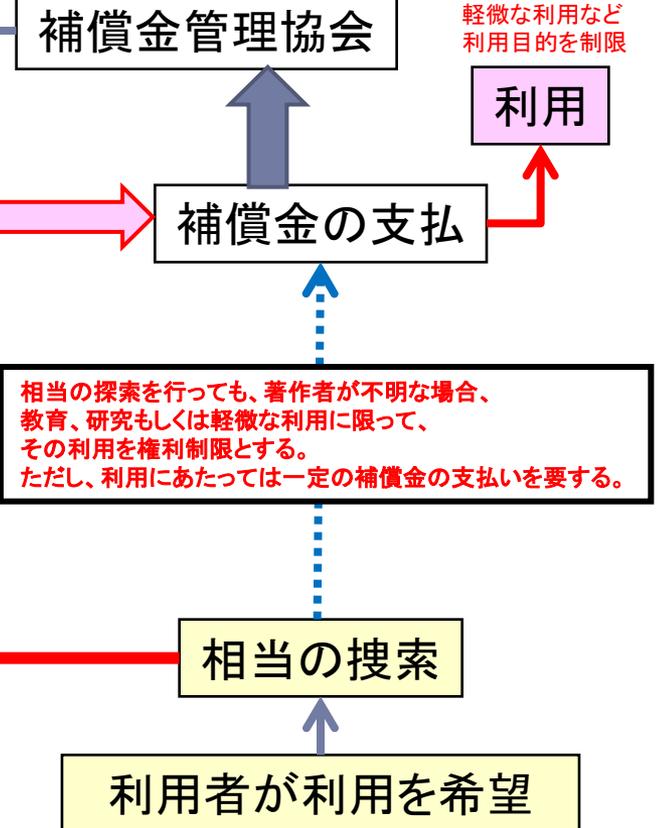


業務委託 各分野での利用を勧案し、一定要件を満たした場合、探索業務の代行を委託する。

<補償金付権利制限>

著作者不明の著作物について、登録団体が相当の探索を、委託を受けて代行することができるシステム。また、裁定と異なり、供託金ではなく、補償金を支払うことで利用可能とする。

教育・研究
もしくは
軽微な利用など
利用目的を制限



5. その他の検討-1

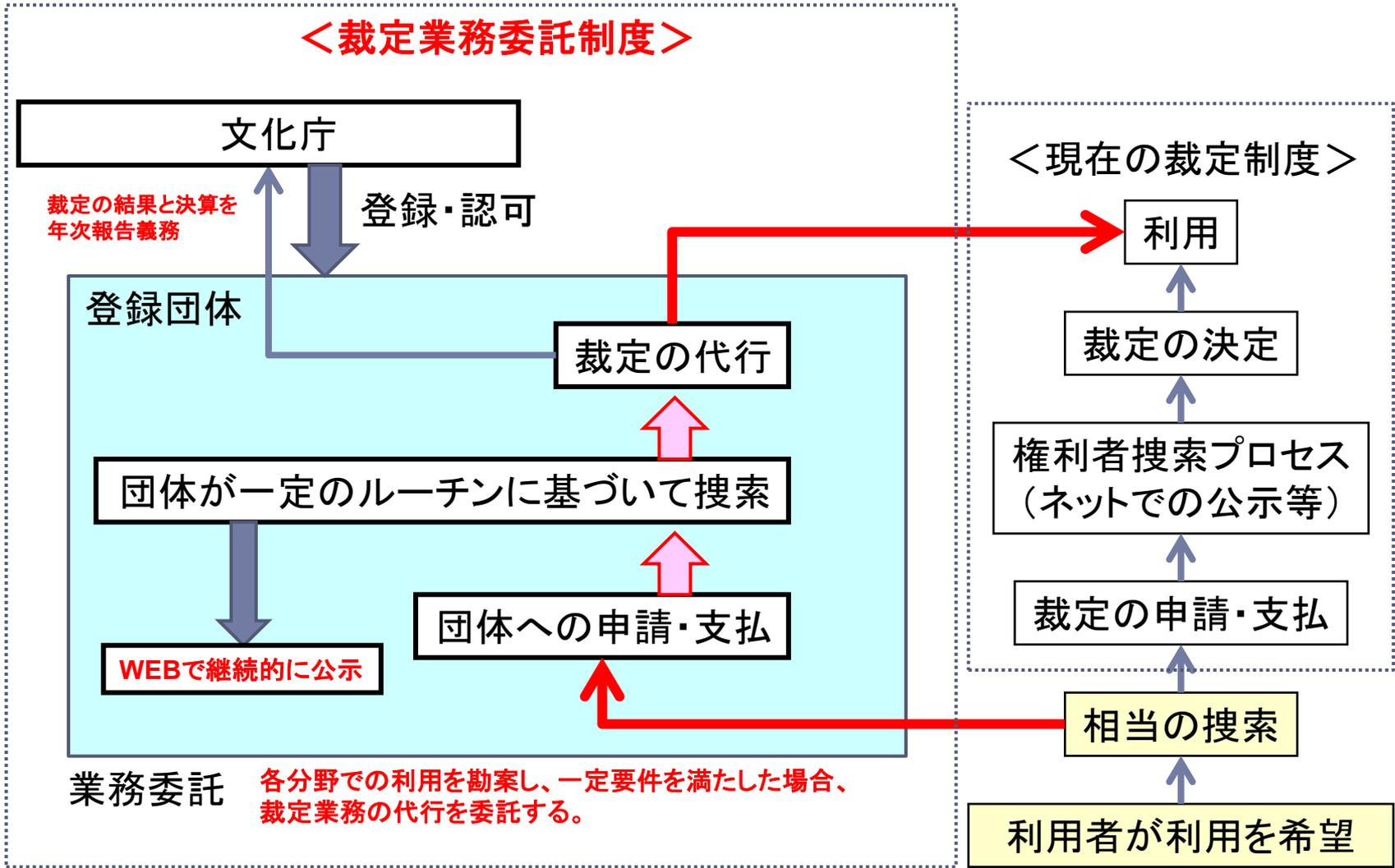
補償金付の権利制限で対応するプラン

このプランは次のような得失がある。

- ◎権利制限規定に該当する範囲のみでしか利用できない。
→スリーステップテストの要件を満たした対象のみに適用可能であり、
商業利用などへの発展性がない。
 - ◎そもそも権利制限とすること自体に問題があるのではないか
 - ◎利用対象が限定され、補償金管理協会自体の収入が見込めず、
運営的に成立しないのではないか。
 - ◎制度としては、旧知のものであり、このような制度自体を設置することは、
現状からそれほど困難ではないのではないか。
- ※総合して、設置が他のプランに比べて旧知である点、この制度を設置するハードルが下がる可能性はあるものの、実用的ではないのではないか、という議論により、見送られた。

5. その他の検討-2

一連の裁定業務を委託するプラン



5. その他の検討-2

一連の裁定業務を委託するプラン

このプランは次のような得失がある。

◎権利者の望む要件はすべて満たしているが、法定許諾をいかに登録制とはいえ、民間が行うことは無理があるのではないか。

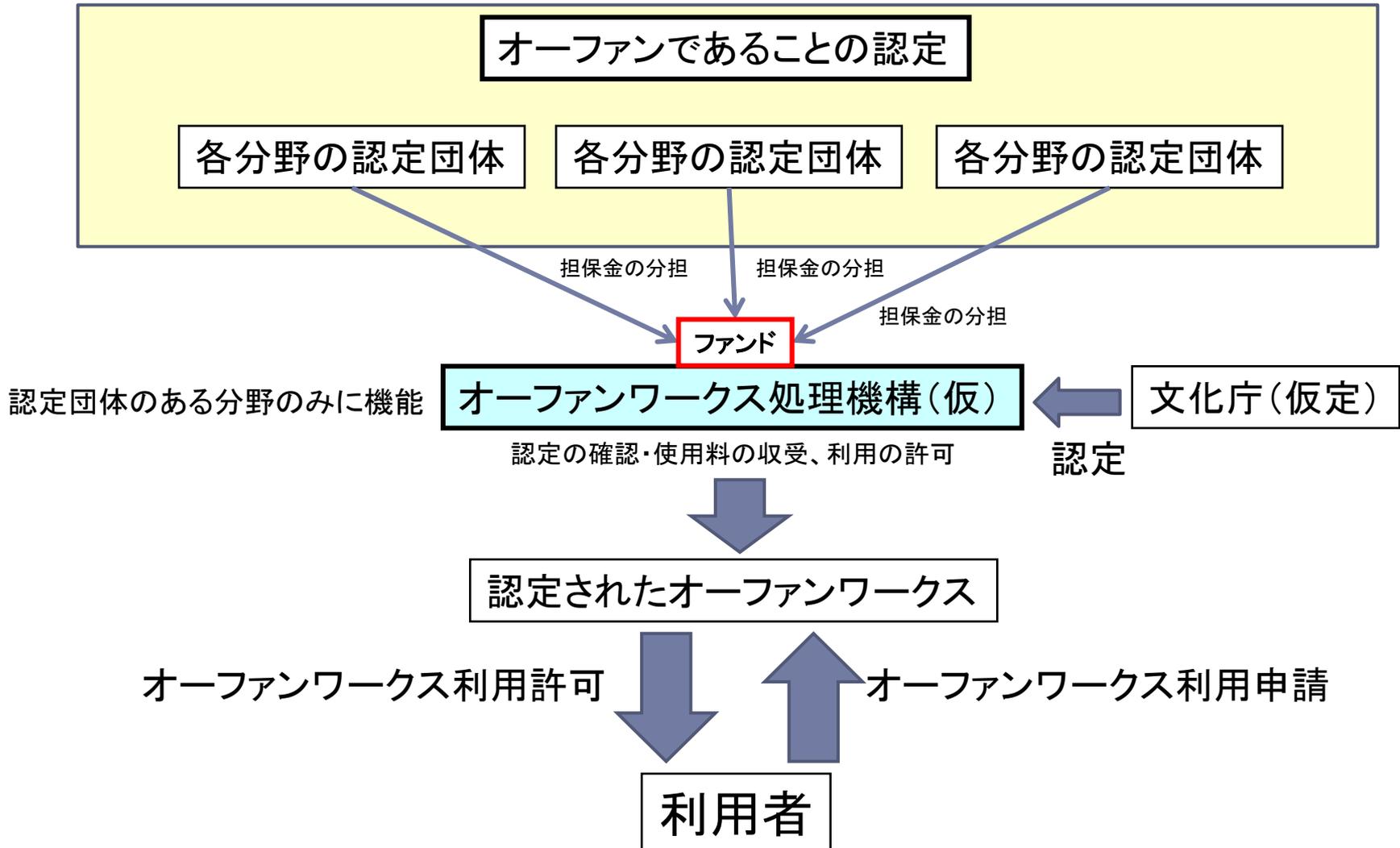
◎国が許諾を出すにもかかわらず、使用料相当の支払いが民間にはいることは、矛盾しているのではないか。

◎商業利用まで認めるとすると、団体の権限が大きくなりすぎているのではないか。

※総合して、設置の矛盾点が多く、整合性も取りづらいことから、このプランは取り下げられた。

5. その他の検討-3

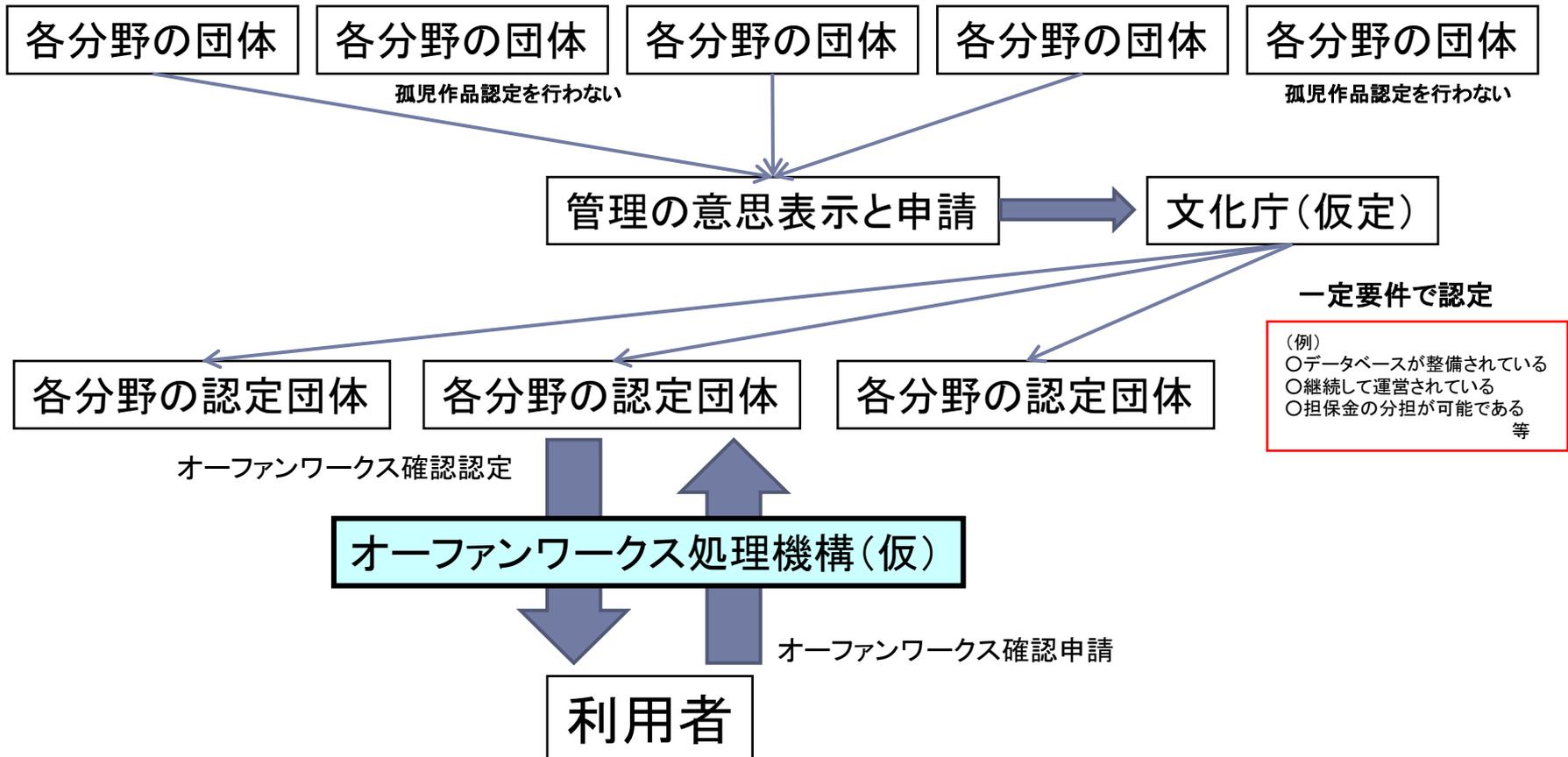
特定の機構を設置するプラン



5. その他の検討-3

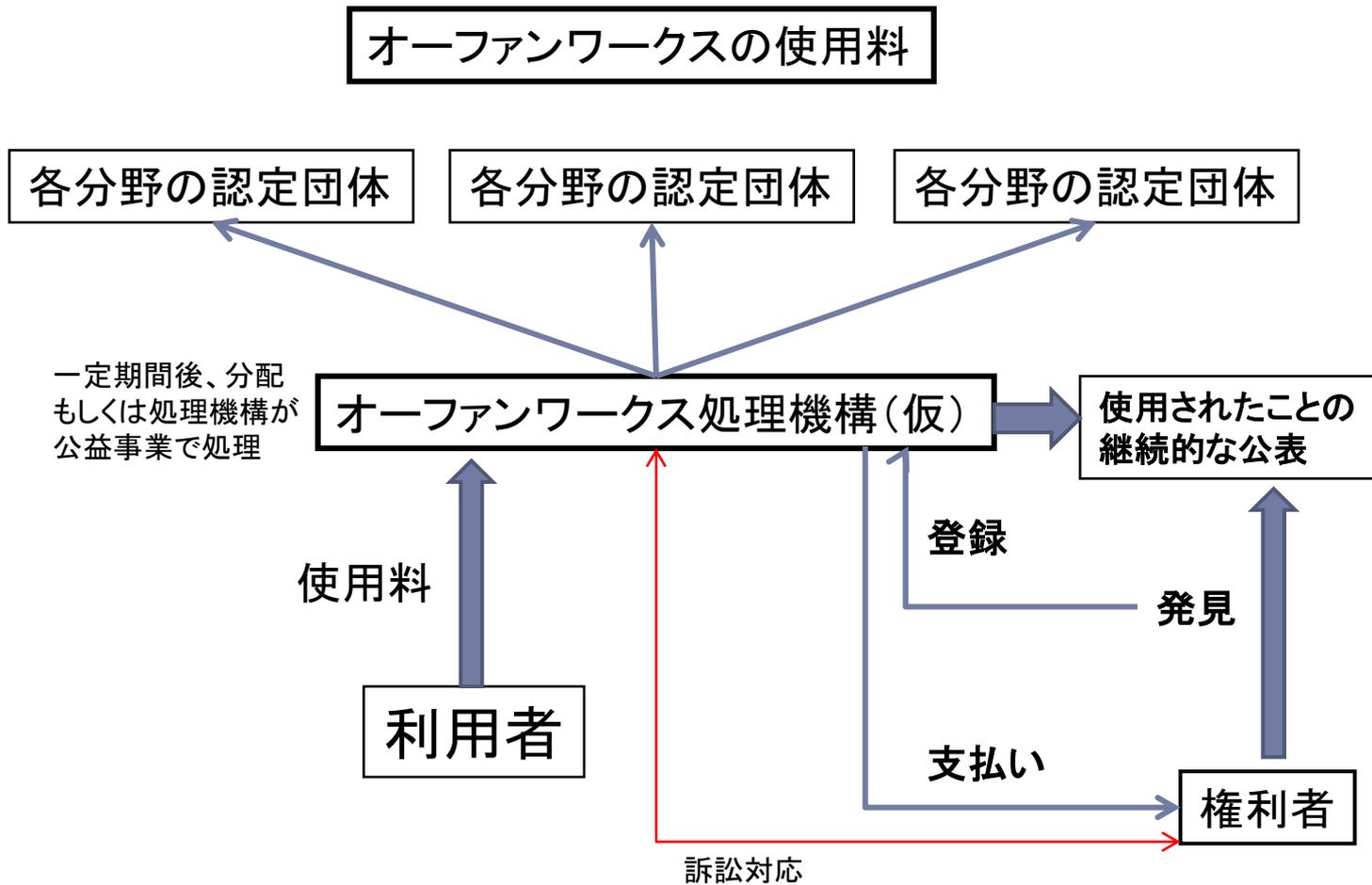
特定の機構を設置するプラン

オーファンの認定



5. その他の検討-3

特定の機構を設置するプラン



5. その他の検討-3

特定の機構を設置するプラン

このプランは次のような得失がある。

◎設置の根拠となる法律から、まったく新しい機構を設置するなど、オーファンワークス解決策としては大掛かりになる欠点がある。
このような大きな構想の実現には時間がかかり過ぎてしまうのではないか。

◎このような大きな構想に対して、利用の規模が見込めるのか。

※総合して、将来的にオーファンの利用規模が一定程度見込めるようになり、また、その利用に対しての社会的な要望が、より明確になった時点で設置を検討するのが妥当ではないか。

6. 参考資料

権利者不明時における著作物等の利用円滑化制度

欧州委員会によれば、権利者不明著作物の利用を円滑に行うための制度は、以下の5つに分類されます※2。

- [1] 一定の要件のもとで権利者不明著作物の利用を認める著作権の例外規定を設けること
→本検討での「その他の検討-1」に相当
- [2] 著作物の利用者(又は利用者団体)と大多数の著作権者を代表する集中管理団体との間で締結された契約の効果を、当該集中管理団体の構成員ではない著作権者にまで拡張して及ぼすことを認める制度(拡大集中許諾制度)を設けること
→本検討での結論として9ページ、および23ページに記載
- [3] 集中管理団体に権利者不明著作物に関する使用許諾を与える権利を付与すること
→本検討での「その他の検討-2」に相当
- [4] 公的機関に権利者不明著作物に関する使用許諾を与える権利を付与すること
→本検討での「その他の検討-3」に相当
- [5] 権利者不明著作物に関する国内的な解決手段を他国との間で相互承認すること

[1]に関連するものとして、EUが、「孤児著作物指令」を成立・発効させたことが近時、注目されています。これは、図書館、教育機関、公共放送機関等が行う一定の公益的な任務に係る複製行為等について、「入念な調査」を行うことを前提に、権利者不明著作物の利用を認める権利制限規定の創設をEU加盟国に義務づけるものです。[2]は、北欧諸国において、発達した制度であり、[3]については、フランスが、書籍電子利用法の施行により、「入手不可能な書籍」という要件を満たした書籍に限定して、集中管理団体が利用者に電子化と配信の許諾を出す仕組みを制度化したことが挙げられます。[4]については、カナダと韓国が、我が国の裁定制度に類似した制度を有していること、[5]としては、前述の「孤児著作物指令」が、EU域内の一の加盟国で孤児著作物と認められた著作物等を、すべての加盟国で孤児著作物とみなす、と定めていることが挙げられます。

※2 European Commission, 'Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on certain permitted uses of orphan works, COM (2011)289 final' (2011-05-24).

7. 結論

権利者不明時における著作物等の利用円滑化制度

今回の結論は9ページに記載される通り、拡大集中処理と、日本における現行制度である「裁定」を拡張した制度、そして現行の裁定制度の3本を併用することで、オーファンワークスへの対応策とすることを結論とした。また、このためには権利所在データベースが不可欠であり、利活用についてはナショナル・デジタル・アーカイブが有効である事も併記している。

さらに、市場の形成速度、規模の進捗によっては、「その他の検討-3」で提案されるような公的機関の設置も視野に入ることであろう。